

令和3年2月22日  
厚生委員会資料  
福祉保健部

目次

【報告事項】

- 1 第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画（案）について  
..... 1頁～ 9頁
- 2 富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）（案）について  
..... 10頁～ 25頁

1 「第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画」(案)について

[障害福祉課]

# 「第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画」(案)

## <概要>

策定の趣旨 基本理念	2
第4次富山市障害者計画	3
第6期富山市障害福祉計画	5
第2期富山市障害児福祉計画	8

# 第4次 富山市障害者計画 第6期 富山市障害福祉計画 第2期 富山市障害児福祉計画 概要版(案)

## 1 計画の概要と基本理念

### 1 計画の性格

「第4次富山市障害者計画」は、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援を行うための諸施策を規定する総合的な計画です。

また、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」は、成果目標及び障害福祉（障害児福祉）サービス並びに地域生活支援事業の具体的なサービス見込量等を設定するものであり、「第4次富山市障害者計画」の基本施策3「生活の質の向上に向けて」の実施計画という性格を有しています。

### 2 計画の期間

「第4次富山市障害者計画」の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。また、「第6期富山市障害福祉計画」及び「第2期富山市障害児福祉計画」の期間は、国の指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者計画	第3次						第4次					
障害福祉計画	第4期		第5期			第6期			第7期			
障害児福祉計画				第1期			第2期			第3期		

### 3 計画の基本理念

富山市では、障害のある人もない人も、誰もが社会を構成する一員として自立し社会参加できるよう、障害のある人への理解促進の取組や、障害福祉サービスをはじめとした必要な支援の提供を行っています。また、障害のある人の自己決定を尊重し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、在宅生活の支援体制の整備を行っています。さらに、障害のある人の意思疎通や情報の入手及び利用に関する支援を行うことにより、障害のある人の社会参加の機会の拡大を図っています。これらの取組により、障害の有無にかかわらず、誰もが支え合い共に生きる社会の実現をめざします。

#### 基本理念

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして

## II 第4次障害者計画

### 基本施策1 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会を実現するためには、障害に対する理解の促進が不可欠ですが、障害に対する理解は未だ十分には進んでおらず、差別や偏見がなくなっていない現状があります。また、成年後見制度の利用をはじめとする障害のある人の権利擁護の推進も課題となっています。

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える共生社会を実現するため、障害のある人への理解促進及び権利擁護の推進に努めていきます。

施策1 差別の解消（障害に対する理解促進／障害を理由とする差別の禁止／福祉教育の推進）

施策2 権利擁護の推進（権利擁護システムの構築／市民参加・政治参加）

施策3 虐待の防止

施策4 ボランティア活動（ボランティア意識の醸成／ボランティアの育成）

### 基本施策2 バリアフリー化の促進に向けて

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境を実現するために、障害のある人が快適かつ安全に生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、障害のある人に配慮したまちづくり、防災・防犯や感染症の拡大防止対策の推進等を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進めることが求められています。障害のある人が情報の入手や意思疎通を円滑に行えるようにする「情報のバリアフリー化」が課題のひとつとなっており、情報提供の充実や意思疎通支援を担う人材の育成を推進する必要があります。

障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー化の促進に向けた施策に取り組みます。

施策1 情報提供（情報提供の充実／意思疎通手段の確保）

施策2 すべての人にやさしい街づくり（公共交通機関の整備／みちの整備／建築物の整備／公園、水辺空間等オープンスペースの整備）

施策3 住環境の整備（民間住宅への助成／市営住宅の改善等）

施策4 防災・防犯対策（在宅の障害のある人に対する防災対策／障害者支援施設における防災と感染症対策／防犯対策の推進）

### 基本施策3 生活の質の向上に向けて

障害のある人が支援を必要とする分野は多岐にわたり、また、障害のある人を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。その中で、障害のある人が自らの生活を自らの意思で選択・決定し、希望する生活を実現できるよう、総合的・専門的な相談支援体制の充実が求められています。また、よりよいサービスを安定的に提供していけるよう、研修の実施等を通じた人材の確保や養成も課題となっています。

障害のある人の生活の質を向上できるよう、関係機関同士の連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

施策1 相談支援体制（総合的な相談支援体制の充実）

施策2 生活支援サービス（宿泊サービスの充実／生活の場の確保・充実／施設サービスの見直し／福祉用具等の利用促進／経済的支援）

施策3 推進基盤の整備（専門職の確保と養成／体制の整備と連携／切れ目のない一貫した支援）

### 基本施策4 保健・医療の充実に向けて

障害のある人が適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。また、障害の原因となる疾病等の予防や治療、障害の早期発見のために関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていきます。

施策1 保健・医療（障害の予防と早期発見・早期治療の推進／健康管理・増進施策の充実／医療サービスの充実／リハビリテーションの充実／精神保健・医療施策の充実）

### 基本施策5 自立と社会参加の促進に向けて

障害のある子どもへの療育・教育では、個々の発達段階や能力に応じた支援を行うことが重要であり、早期からきめ細かな切れ目のない支援を提供する体制の整備が求められています。また、障害のある人が、自身の希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できるよう、雇用・就労における支援の一層の充実を図っていく必要があります。

障害のある人が自立し、希望する形で社会に参加できるよう、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・レクリエーション、文化に関わる施策を推進していきます。

施策1 療育・教育（療育・幼児教育の充実／学校教育の充実／社会教育の充実／特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備）

施策2 雇用・就労（一般就労の拡大と支援／福祉的就労の充実）

施策3 スポーツ・レクリエーション、文化（スポーツ・レクリエーションの振興／文化活動への参加促進／公共施設の有効利用）

### III 第6期障害福祉計画

#### 1 成果目標の設定

##### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値
令和元年度末時点の入所者数	436人
令和5年度末までに地域生活へ移行する人数(令和元年度末時点の入所者数の6%以上)	27人 ----- 6.2%
令和5年度末の入所者数の削減数(令和元年度末時点の入所者数の1.6%以上)	7人 ----- 1.6%

##### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値等
令和5年度までにおける保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年
保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	各関係機関より多くの参加者を募る
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数	2人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	41人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	141人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	8人

##### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値
令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所
令和5年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数	1回/年

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値
令和5年度における一般就労への移行者数 (令和5年度中に令和元年度実績(51人)の1.27倍以上)	65人 1.27倍
令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 (令和5年度中に令和元年度実績(23人)の1.30倍以上)	30人 1.30倍
令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和5年度中に令和元年度実績(18人)の1.26倍以上)	23人 1.28倍
令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和5年度中に令和元年度実績(7人)の1.23倍以上)	9人 1.29倍
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者(65人)のうち、 就労定着支援事業の利用者数の割合 (一般就労に移行する人のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用)	46人 70.8%
令和5年度末の就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所の割合 (就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上)	5事業所 71.4%

#### ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

項目	数値等
総合的・専門的な相談支援の実施等の確保の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	800件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	9件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回/年

#### ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	数値等
富山県が実施する研修の参加や富山県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	担当課職員
障害者自立支援審査支払システム等の事業所や関係自治体等と共有する体制の有無 及びそれに基づく実施回数	有 1回
指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制の有無及びそれに基づく共有回数	有 1回

## 2 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービスの見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	サービス内容
① 居宅介護	299	304	309	障害のある人が自宅で入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
② 重度訪問介護・ 重度障害者等包括支援	18	19	20	重度の障害のため常時介護を必要とする人が自宅で介護、移動等を総合的に行います。
③ 同行援護	42	44	46	視覚障害のある人の外出時に同行し、移動の援護等を行います。
④ 行動援護	27	31	35	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護等を行います。

### (2) 日中活動系サービスの見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	サービス内容
① 生活介護	930	940	950	常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ等の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
② 自立訓練	機能訓練	7	7	自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	生活訓練	42	43	
③ 就労移行支援	90	95	100	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
④ 就労継続支援A型	550	555	560	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。(A型は主に雇用契約を結ぶもの。)
⑤ 就労継続支援B型	885	920	955	
⑥ 就労定着支援	40	50	60	一般就労へ移行した障害者について、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、指導・助言等を行います。
⑦ 療養介護	93	93	93	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の世話をを行います。
⑧ 短期入所	120	125	130	介護を行う人が病気の場合等に、障害のある人を施設に短期間入所し、入浴、排せつ等の介護等を行います。

### (3) 居住系サービスの見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	サービス内容
① 自立生活援助	5	10	15	ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な巡回訪問等により情報提供や助言等を行います。
② 共同生活援助	364	378	392	夜間や休日、共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います。
③ 施設入所支援	432	430	429	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

### (4) 相談支援の見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	サービス内容
① 計画相談支援	950	970	990	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しを行います。
② 地域移行支援	2	3	4	入所や入院している障害のある人の地域生活に移行するための相談を行います。
③ 地域定着支援	44	46	48	単身で居宅生活する障害のある人が地域生活を継続していくための各種の支援を行います。



## IV 第2期障害児福祉計画

### 1 成果目標の設定

#### ◆障害児支援の提供体制の整備等

項目と考え方	目標値
令和5年度末までの児童発達支援センターの整備か所数	2か所
令和5年度末までの保育所等訪問支援事業の整備か所数	2か所
令和5年度末までの主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備か所数	4か所以上
令和5年度末までの主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備か所数	5か所以上
令和5年度末までの医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置か所数	1か所
令和5年度末までの医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置人数	1名以上

### 2 障害児支援の見込量

#### (1) 障害児通所支援の見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	サービス内容
① 児童発達支援	385	400	415	日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。
② 医療型児童発達支援	2	2	2	児童発達支援や治療を行います。
③ 放課後等デイサービス	760	820	880	学校に在学する障害児に、放課後や夏休み等の長期休業中の居場所づくりを行います。
④ 保育所等訪問支援 ※人/年	22	24	26	支援を必要とする障害児に、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

#### (2) 障害児相談支援の見込量

単位:利用者数(人/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	サービス内容
障害児相談支援	365	380	395	障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

# V 地域生活支援事業(第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画に位置づけた事業)

区分	サービス名	サービス内容	
地域生活支援事業	必須事業	① 理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。
		② 自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
		③ 相談支援事業	障害のある人や児童の保護者・介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。
		④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	知的障害または精神障害等の理由で判断能力が不十分な人に対し、申立てを行うとともに、申し立てに要する経費や後見人等の報酬を助成します。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制の整備や障害のある人の権利擁護に努めます。
		⑤ 意思疎通支援事業	障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣及び設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
		⑥ 日常生活用具給付事業	「入浴担架、特殊寝台等」「入浴補助用具、便器等」「電気式たん吸引器等」「携帯用会話補助装置等」「スローマ用具、紙おむつ等」「住宅改修費」の6種類に大別されます。
		⑦ 手話奉仕員養成研修事業	手話入門講座・手話基礎講座を開催し、手話奉仕員を養成します。
		⑧ 移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。
		⑨ 地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の場を提供します。
	任意事業	⑩ 訪問入浴サービス事業	入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。
		⑪ 日中一時支援事業	障害のある人に日中活動する場の提供と家族のレスパイトを行います。
		⑫ 生活訓練等支援事業	知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業、障害者福祉プラザで生活訓練事業を行い、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
		⑬ 社会参加支援事業	スポーツ・レクリエーション教室の開催、点字・声の広報等の発行、点訳奉仕員等を養成する講習会の開催を通して、社会参加を支援します。
		⑭ 自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業	自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部や自ら運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。
		⑮ 障害児等療育支援事業	身近な地域で療育相談・指導が受けられるよう療育体制の充実を図るとともに、関連する療育機関との連携を図ります。
		⑯ 児童発達支援センター機能強化事業	乳幼児発達支援相談事業、発達障害児相談支援事業、事業者のネットワークづくり事業などを継続して実施します。
		地域生活支援促進事業	⑰ 障害者虐待防止対策事業

## 第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画 概要版

発行日/令和3年3月

編集・発行/富山市 福祉保健部 障害福祉課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2254 FAX 076-443-2143

2 富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）（案）について

[長寿福祉課]

[介護保険課]

# 富山市高齢者総合福祉プラン(案)

(高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

《令和3年度～令和5年度》

## <概要>

- 1 計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 計画の考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 施策の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 介護サービスの基盤整備及び介護保険料等について・・・ 23

# 1 計画の策定について

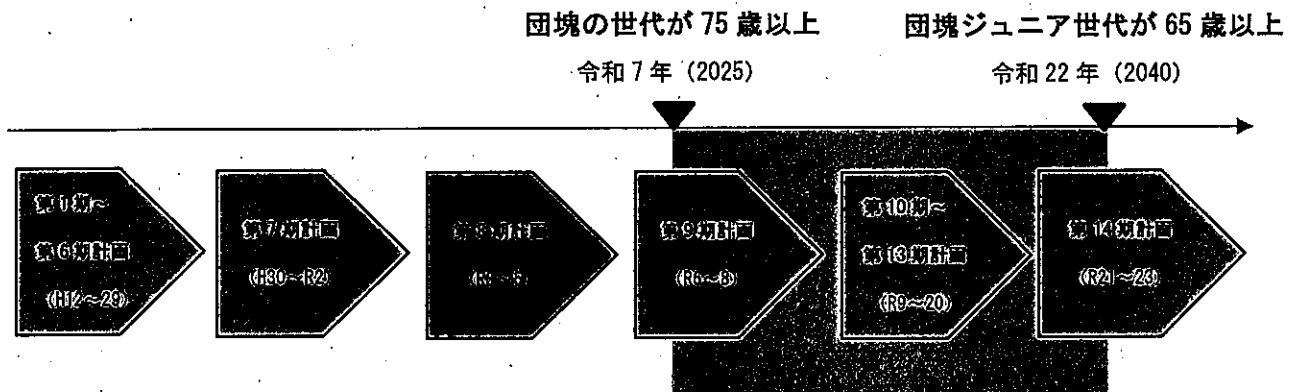
## (1) 富山市高齢者総合福祉プランの位置付け

高齢者の保健福祉に係る目指すべき目標を定め、具体的な施策を展開するための計画として、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとした「富山市高齢者総合福祉プラン」を策定しています。

第8期計画となる本計画においては、第7期計画の進捗状況を検証・分析した上で、令和7年(2025年)を目指した地域包括ケアシステムの推進、更にいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎え、現役世代が急減する令和22年(2040年)を見据え、作成することが求められています。

## (2) 計画期間について

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



※令和7年(2025)及び令和22年(2040)を見据えた計画策定が必要

## (3) 介護保険制度改正の概要

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備及び介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

### ●「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

- ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

### ●介護保険制度における費用負担等に関する主な改正内容

- ①食費居住費の助成(特定入所者サービス費)見直し
- ②高額介護(予防)サービス費の見直し

## 2 計画の考え方について

### (1) 基本理念

#### 「みんなでつくる、ぬくもりのある福祉のまち」

本格的な人口減少、少子・超高齢社会を迎え、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加、さらには地域のつながりの希薄化等の社会情勢の変化とあわせ、地域住民が抱える課題は複雑化しています。

このような中、市民相互の支えあいと市民・企業等・行政との協働により、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自分らしく、生きがいや安心感、幸福感を感じながら暮らしを営み、尊厳をもって人生の最期を迎えられる社会の構築を目指します。

### (2) 目標達成のための基本方針（5つの施策の柱）

<b>基本方針</b>	<b>I 健康づくりと介護予防の推進</b>
<b>基本施策</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯を通じた健康づくり</li> <li>2 疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防</li> <li>3 高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進</li> <li>4 フレイル予防・介護予防の推進</li> <li>5 地域を支える多様な担い手への支援</li> </ol>
<b>基本方針</b>	<b>II 生きがいづくりと社会参加の推進</b>
<b>基本施策</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 元気な高齢者と地域づくりの推進</li> <li>2 市民意識の啓発</li> <li>3 世代間交流の推進</li> </ol>
<b>基本方針</b>	<b>III 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備</b>
<b>基本施策</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域包括ケアシステムの深化・推進</li> <li>2 日常生活支援サービスの推進</li> <li>3 地域医療及び在宅医療・介護連携の推進</li> <li>4 認知症高齢者施策の推進</li> <li>5 高齢者等の権利擁護の推進</li> </ol>
<b>基本方針</b>	<b>IV コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり</b>
<b>基本施策</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンパクトなまちづくりと賑わいと交流の都市空間の整備</li> <li>2 バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備</li> <li>3 安心できる住まいの確保</li> <li>4 総合的な安全対策の強化</li> </ol>
<b>基本方針</b>	<b>V 介護保険事業における保険者機能の強化</b>
<b>基本施策</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心の介護を提供するために</li> <li>2 介護サービスの基盤整備</li> <li>3 介護保険事業のサービス利用量の見込み</li> <li>4 介護保険の事業費等の見込み</li> </ol>

### (3) 富山市高齢者総合福祉プランの重点テーマ

<b>「閉じこもり予防」を基本とし、「多様」で「適切な」「切れ目ない」介護予防施策の推進</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>①閉じこもりがちな方の誘い出し機能の強化</li> <li>②外出先の創出・充実</li> <li>③地域特性に応じた展開</li> </ol>
<b>認知症施策の推進</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>①認知症に対する理解促進</li> <li>②認知症ケア体制の整備</li> <li>③認知症予防対策の推進</li> </ol>
<b>医療・介護連携を推進する体制の構築</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>①在宅医療・介護連携の意義や必要性の理解</li> <li>②在宅医療と介護サービスの提供体制の構築</li> <li>③在宅医療と介護の連携強化</li> </ol>

### 3 施策の取組について

#### 基本方針Ⅰ 健康づくりと介護予防の推進

##### 《基本施策》

#### 1 「生涯を通じた健康づくり」

健康寿命の延伸を図るためには、高齢化の進行や疾病構造の変化を踏まえ、子どもの頃から望ましい生活習慣を身につけ、将来の生活習慣病を予防することが大切です。このことから、健康意識の啓発や生活習慣の改善、生涯スポーツの推進など「一次予防」に重点を置いた対策に取り組むとともに、疾病を早期に発見し、早期に治療する「二次予防」を推進します。

また、健康づくりを効果的に推進するため、個人を対象とした働きかけだけでなく、社会環境の改善にも取り組めます。

#### 2 「疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防」

疾病の発症を予防する「一次予防」に加え、超高齢社会を見据え、障害や疾病等を抱えながらも日常生活を送れるよう「重症化予防」にも取り組めます。

また、医療、保健、介護のデータ等を活用し、適切な医療サービス等につなげることが重要であることから、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者の介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防に努めます。

#### 3 「高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進」

社会生活環境の変化や身体機能の低下による不安やストレス、介護疲れなど、高齢期に抱える多くの問題に寄り添い、高齢者の心身のストレスやうつ病等の心の変調に適切に対応するとともに、悩んでいる人を早期に発見し、相談に応じることで、うつ病対策や自殺予防対策に努めます。

#### 4 「フレイル予防・介護予防の推進」

早期かつ適切な介護予防事業の介入により「フレイル予防」に取り組めます。そのために、「閉じこもり予防」を基本とした「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進します。その上で、高齢者一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントに基づく運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の介護予防サービスを提供することにより、機能の維持・向上を目指します。

また、高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、介護予防運動の推進や介護予防ふれあいサークルの育成支援など、地域ぐるみの介護予防を推進するとともに、介護予防の拠点施設として整備した角川介護予防センターを中心に介護予防事業や介護予防の調査研究を行うなど、介護予防推進体制の強化を図ります。

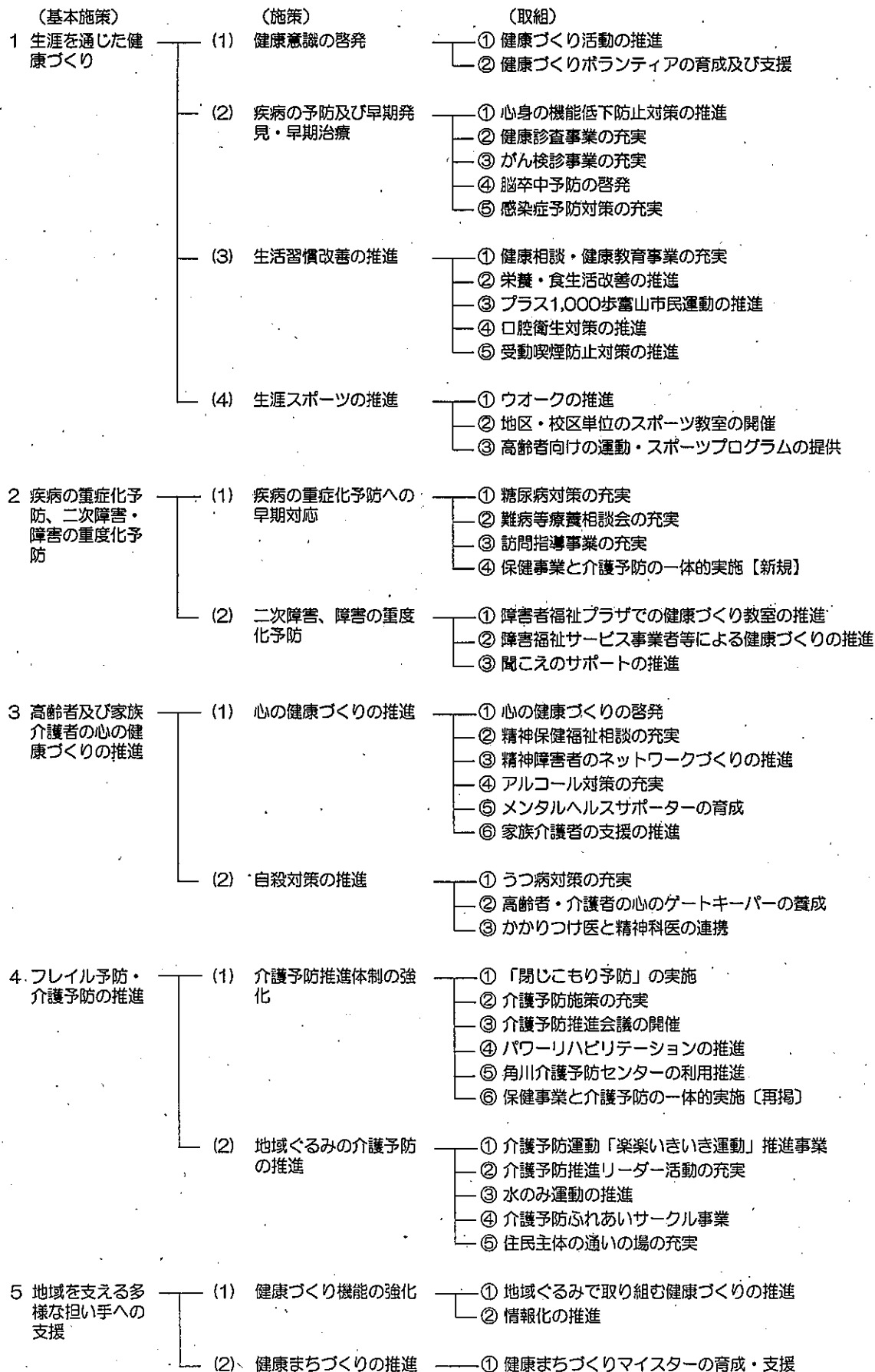
#### 5 「地域を支える多様な担い手への支援」

健康づくりに関わるボランティアの育成及びその活動を支援するとともに、地域の関係団体と協働して健康づくりを推進し、地域を支える多様な担い手を育成し、市民の健康を守る環境づくりに取り組めます。

また、地域が一体となって高齢者の日常生活を支援し、支え合うとともに、高齢者自身が地域づくりの担い手として活躍し、住民同士の交流を通じ、生きがいをもって元気に生活できるよう、多様な生活支援・介護予防サービスの提供を検討し、高齢者やその家族がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進します。

# 《施策の体系》

## 「基本方針Ⅰ 健康づくりと介護予防の推進」の体系



## 基本方針Ⅱ 生きがいくりと社会参加の推進

### 《基本施策》

#### 1 「元気な高齢者と地域づくりの推進」

高齢者が積極的に社会参加し、生きがいをもって住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、趣味やスポーツ・文化活動及び生涯学習に対する支援、老人クラブ及び町内会活動等の発表の場・交流機会の充実、さらには、高齢者雇用の推進や外出機会の創出など、多様な施策の推進に努めます。

#### 2 「市民意識の啓発」

市民一人ひとりが人としての尊厳をもって生活し、また、地域住民としてのつながりを持ち、共に支え合い、助け合うまちづくりを目指し、福祉意識の醸成や福祉教育等を推進するとともに、福祉施策を通じて、高齢者が尊厳をもって自立した生活を送ることができるよう、敬老意識を高めるための取組を推進します。

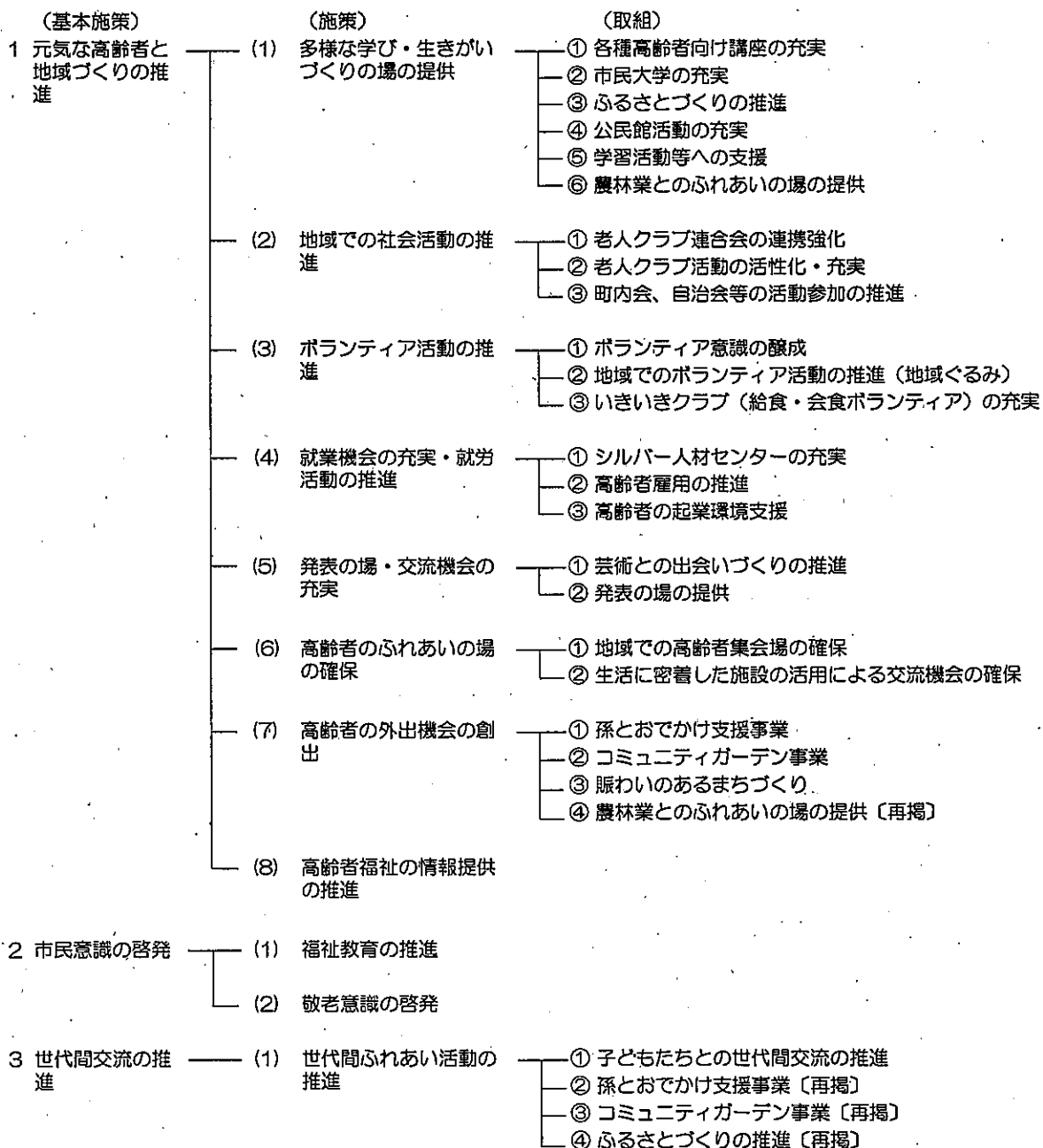
#### 3 「世代間交流の推進」

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者だけでなく、子どもや若者など、世代や地域を越えた多様な人と人とのつながりが重要であることから、世代間の交流事業を推進し、活発に交流し合える地域づくりに努めます。



# 《施策の体系》

## 「基本方針Ⅱ 生きがいづくりと社会参加の推進」の体系



## 基本方針Ⅲ 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備

### 《基本施策》

#### 1 「地域包括ケアシステムの深化・推進」

高齢者が安心して生活できるよう、地域包括支援センターが地域の実情を踏まえつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取組をさらに進め、地域の課題を分析し、地域における様々な資源の活用を促すことで、自助としての健康・生きがいつくり、互助としてのコミュニティ活動やNPO活動、共助としての社会保障制度、公助としての行政施策が互いに連携し、支え合う仕組みの維持・充実を図ります。

#### 2 「日常生活支援サービスの推進」

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等が在宅生活を継続する上で必要なサービスを提供し、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう支援します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスの充実について検討を進めるとともに、同時に市独自事業についても見直しを図ることで、地域の実情に合ったサービスの推進に取り組みます。

#### 3 「地域医療及び在宅医療・介護連携の推進」

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、24時間の在宅ケアなど、高齢者に対する医療サービスを充実するとともに、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅医療・介護連携に関する協議や研修等を通じて、様々な職種間の相互理解と情報共有を支援するなど、地域医療体制の整備及び在宅医療・介護サービス提供体制の構築に努めます。

#### 4 「認知症高齢者施策の推進」

認知症になっても安心して生活できるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症サポーター養成講座を開催するなど、全ての世代に対して認知症の正しい知識の普及啓発に努めるとともに、地域包括支援センターに配置された認知症コーディネーターと医療・介護等の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症にやさしい地域の実現を目指します。

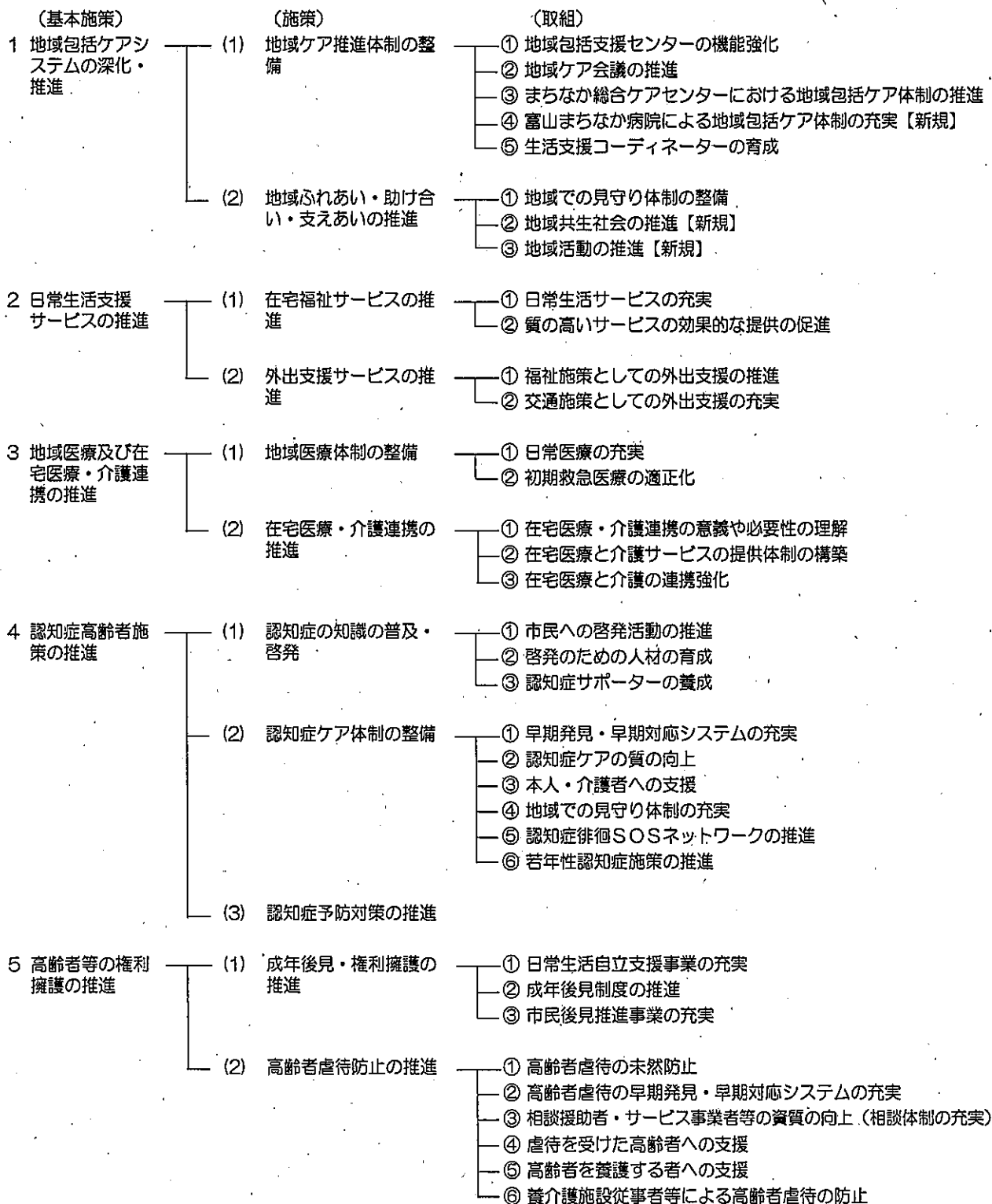
また、認知症高齢者の早期発見・早期対応のために認知症の初期から支援が行えるよう「認知症初期集中支援チーム」を設置するなど、医療機関と連携しながら身近な地域での支援体制の強化を図ります。

#### 5 「高齢者等の権利擁護の推進」

認知症高齢者や知的障害又は精神障害のある方のうち、判断能力が不十分な方を対象として行う福祉サービスの利用に向けた支援や、市民後見人の育成を含めた成年後見制度の利用を促進するとともに、地域包括支援センターや関係機関・団体と連携しながら、高齢者虐待、権利擁護及び消費生活等に関する相談・支援を行うなど、高齢者の権利と財産を守るための施策を推進することで、住み慣れた地域で尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指します。

# 《施策の体系》

## 「基本方針Ⅲ 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備」の体系



## 基本方針Ⅳ コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

### 《基本施策》

#### 1 「コンパクトなまちづくりと賑わいと交流の都市空間の整備」

超高齢社会の進行を見据え、生活者の視点を第一に、必ずしも自動車に頼らなくても、徒歩や自転車、公共交通を利用することで、買い物や医療・介護等の福祉サービスが享受できる、すべての人にやさしく、コンパクトなまちづくりの推進に努めます。

また、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、生活支援型施設の整備など、地域に必要な都市機能の集約化を進め、公共交通等のネットワークを一層強化することで、良好な住環境の整備に努めます。

#### 2 「バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備」

あらゆる人々が安心して暮らせるよう、住宅改修への支援や、市営住宅や歩道などの公共施設等のバリアフリー化の推進などに努めます。

また、ゆとりとやすらぎを持って暮らすことができるよう、快適な歩行者空間の整備、緑化の推進や公園の整備、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備に努めます。

#### 3 「安心できる住まいの確保」

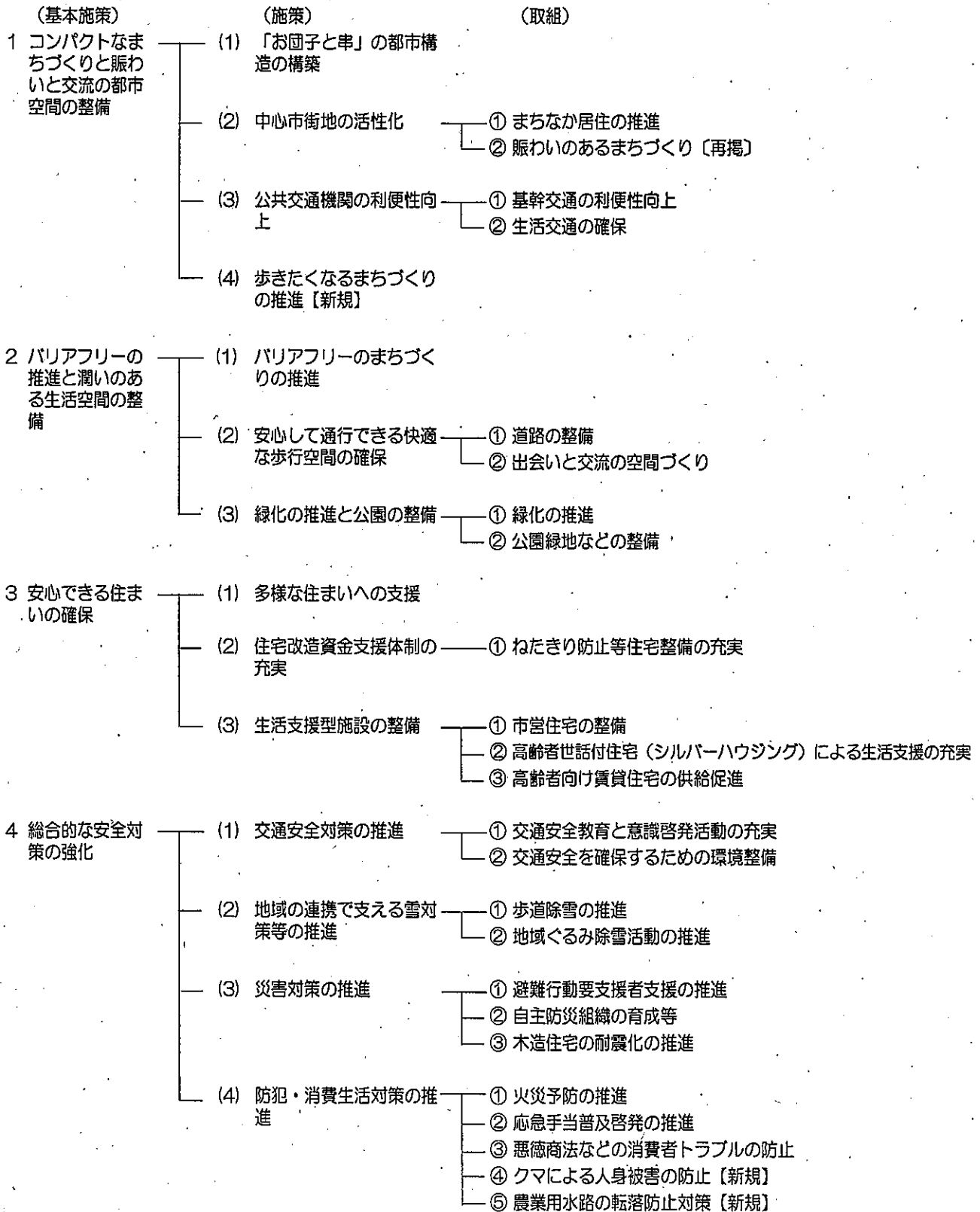
高齢者が、それぞれの生活や心身の状況に応じた住まいを選択でき、安心して暮らし続けることができる生活環境を確保するため、地域の実情に合った高齢者の住まいの在り方について、福祉施策と住宅施策の双方の観点から検討していきます。

#### 4 「総合的な安全対策の強化」

高齢化の進行やひとり暮らし高齢者の増加等の影響から、地域コミュニティ機能の低下が懸念される中、高齢者が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全や雪対策、防災・防犯・消費生活対策など、地域住民の皆さんとの協働のもと総合的な安全対策の推進に努めます。

# 《施策の体系》

## 「基本方針Ⅳ コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり」の体系



## 基本方針Ⅴ 介護保険事業における保険者機能の強化

### 《基本施策》

#### 1 「安心の介護を提供するために」

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年度（2025）を見据え、介護の必要な方が安心して必要な介護サービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に努めるとともに、保険者として介護保険制度の健全で適正な運営に取り組みます。そのため、介護給付の適正化、介護人材の確保、事業者・介護者への支援及び介護保険制度の啓発等に努めます。

#### 2 「介護サービスの基盤整備」

介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域密着型サービスを中心に介護サービスの基盤整備を推進します。整備にあたっては、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎え、現役世代が急減する令和22年度（2040）を見据え、日常生活圏域の特性を踏まえつつ、地域バランスを考慮し、特に医療依存度の高い中重度者や今後増加が予想される認知症高齢者に対応可能な介護サービスを中心に計画的に進めます。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が適正な介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、設置状況や利用状況等を勘案して介護サービスの整備を進めます。

#### 3 「介護保険事業のサービス利用量の見込み」

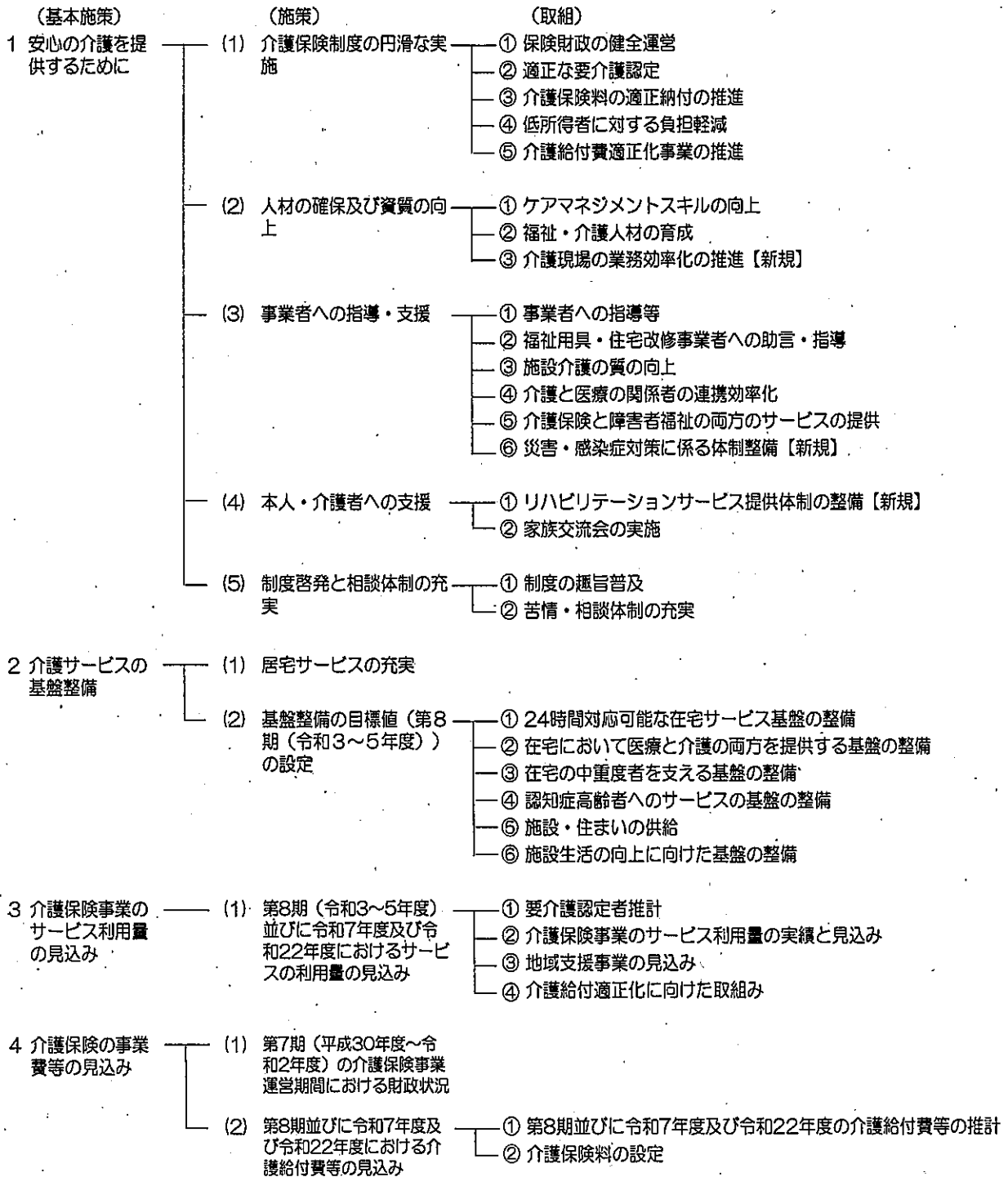
第8期（令和3～5年度）並びに令和7年度（2025）及び令和22年度（2040）における要介護者に対する介護サービス量の見込み、要支援者に対する介護予防サービス量の見込み及び地域支援事業サービス量の見込みについて、第7期計画の実績を踏まえ、サービス種類別に集計分析し、必要な量を推計しています。また、在宅サービスの充実を図る観点から、整備を進める地域密着型サービスの提供に必要なサービス量についても推計します。

#### 4 「介護保険の事業費等の見込み」

第7期（平成30～令和2年度）における介護保険会計の財政状況を検証するとともに、第8期におけるサービス見込み量の推計などから、必要な事業費を見込みます。また、健全な保険財政運営の確保のため、第8期における第1号被保険者の保険料の設定及び令和7年度の保険料の推計を行います。

# 《施策の体系》

## 「基本方針Ⅴ 介護保険事業における保険者機能の強化」の体系



## 4 介護サービスの基盤整備及び介護保険料等について

### 1 要介護認定率及び認定者数の見込み

65歳以上の第1号被保険者の要介護認定率の伸びは、介護予防事業等の積極的な取り組みなどから増加が抑制され、令和元年度から微増となる見込み。

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者認定率	18.9%	19.2%	19.3%	19.5%	19.7%	19.9%
認定者数 (第1号被保険者)	22,979人	23,520人	23,742人	23,945人	24,145人	24,327人

(平成30年度及び令和元年度は3月末実績値、令和2年度は10月1日実績値、第8期は第7期の実績による推計値)

### 2 介護サービスの基盤整備 (基本施策2関係)

在宅の中重度者及び認知症高齢者に対応可能なサービスに重点を置き、整備を進めます。

#### (1) 24時間対応可能な在宅サービス基盤の整備

一人暮らし等の重度要介護者が在宅生活を継続できるよう整備を進めます。

区分	第7期選定分 まで(A)	第8期整備数(B) 令和3~5年度	令和5年度末 (A+B)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (巡回訪問と利用者からのケアコールにより 随時訪問を行う。医療ケア(看護)も提供)	5事業所	2事業所	7事業所
夜間対応型訪問介護	2事業所		2事業所

#### (2) 在宅において医療と介護の両方を提供する基盤の整備

退院後の慢性期の患者など、在宅にて医療と介護の両方のケアが必要な方に対応します。

区分	第7期選定分 まで(A)	第8期整備数(B) 令和3~5年度	令和5年度末 (A+B)
看護小規模多機能型居宅介護 (施設への通いを中心として、短期間の宿泊や 看護師等の自宅訪問を組み合わせたサービス)	5事業所 (137人)	3事業所 (87人)	8事業所 (224人)
<再掲> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5事業所	2事業所	7事業所

#### (3) 在宅の中重度者を支える基盤の整備

介護が必要な方が、住み慣れた自宅や地域で暮らしを継続できるよう、整備を進めます。

区分	第7期選定分 まで(A)	第8期整備数(B) 令和3~5年度	令和5年度末 (A+B)
小規模多機能型居宅介護 (施設への通いを中心として、短期間の宿泊や 訪問介護を組み合わせたサービス)	28事業所 (741人)	2事業所 (58人)	30事業所 (799人)
<再掲> 看護小規模多機能型居宅介護	5事業所 (137人)	3事業所 (87人)	8事業所 (224人)
<再掲> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5事業所	2事業所	7事業所



#### (4) 認知症高齢者へのサービスの基盤の整備

認知症高齢者の増加に対応し、サービス基盤の整備を進めます。

区 分	第7期選定分 まで(A)	第8期整備数(B) 令和3～5年度	令和5年度末 (A+B)
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	48事業所 (669床)	2事業所 (36床)	50事業所 (705床)
認知症対応型通所介護(単独型・併設型) (認知症高齢者デイサービス)	27事業所 (264人)	1事業所 (12人)	28事業所 (276人)

#### (5) 施設・住まいの供給

中重度の要介護者等に施設サービスを提供するとともに、認知症又は低中度の要介護者に対応した住まい(生活の場)を供給します。

区 分	第7期選定分 まで(A)	第8期整備数(B) 令和3～5年度	令和5年度末 (A+B)
介護 保険 施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	26事業所 (1,746床)	26事業所 (1,746床)
	介護老人保健施設	17事業所 (1,683床)	17事業所 (1,683床)
	介護療養型医療施設 介護医療院	12事業所 (842床)	(介護療養型医療施設等から 介護医療院等への転換が見込まれる)
地域 密着 型	地域密着型介護老人福祉施設 (定員29人以下の小規模の特養)	15事業所 (374床)	15事業所 (374床)
	<再掲> 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	48事業所 (669床)	2事業所 (36床)
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)	206床	90床程度	296床程度

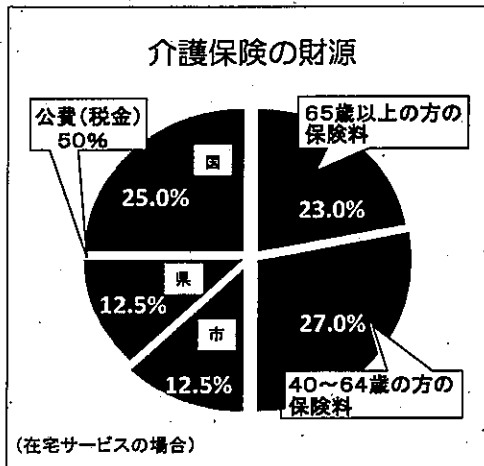
### 3 介護給付費等の見込み(基本施策4関係)

第7期の給付実績及び要介護認定者の動向等から第8期の介護給付費等を見込んでいます。

区 分	第7期計画 (平成30～令和2年度)	第8期計画 (令和3～5年度)	伸び率
保険給付費	114,153,301千円	126,868,614千円	111.1%
居宅介護サービス給付費等	47,238,331千円	54,499,083千円	
介護予防サービス給付費等	1,691,198千円	2,005,053千円	
地域密着型介護サービス給付費	19,287,737千円	21,792,024千円	
地域密着型介護予防サービス給付費	104,182千円	130,930千円	
施設介護サービス給付費	39,652,843千円	43,373,227千円	
その他のサービス費	6,179,010千円	5,068,247千円	
地域支援事業費	5,433,873千円	6,182,113千円	113.8%
計	119,587,174千円	133,050,727千円	111.3%

#### 4 介護保険料（基本施策4関係）

第8期の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の基準額は、介護給付費準備基金を活用し、月額6,600円とします。



●第8期 第1号被保険者介護保険料基準額 =

$$\begin{aligned}
 & \text{介護給付費等} \times \text{第1号被保険者負担割合} - \text{介護給付費準備基金取崩金} \\
 & (133,050,727 \text{ 千円}) \quad (\text{約 } 23\% \pm \text{財源調整分}) \quad (2,765,163 \text{ 千円}) \\
 & \div \text{保険料収納率} \quad \div \text{第1号被保険者数 (3年間)} \quad \div \text{12ヶ月} \\
 & (99\%) \quad (376,653 \text{ 人}) \\
 & = \underline{\underline{\text{月額6,600円 (+300円)}}}
 \end{aligned}$$

【参考】

介護報酬改定率

+0.70% (うち新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的評価が+0.05%)